

「食」を活かした着地型観光コンテンツ整備事業業務委託仕様書

1 目的

玉川村では、ニューノーマル時代の中でも、しっかりと観光誘客が図られる地域づくりを進めていくため、地域資源である「グルメ」を活かした観光キャンペーンを実施し、村内飲食店や観光関連事業者と連携しながら、玉川村内の周遊を促進する取り組みやプロモーション活動を行い、交流人口及び関係人口の拡大を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 「グルメ」に特化したPR用グルメレポート動画制作事業

- ・本事業に関する情報発信のため、本村のグルメという地域資源を取りまとめた情報を村内外へ幅広く発信するため、動画レポートに実績がある人材起用によるグルメレポート動画を作成する。動画の内容については、臨場感があり視聴者の共感が得られるものに仕上げる。

※構築したWEBページは、村ホームページ等へリンクできるものとする。

- ・グルメの地域資源に特化したグルメレポート動画の仕様

①本編動画の本数 8本以上 1本あたり10分程度とする。

※制作する本編動画(8本以上)は、一連性があるものとする。

②短編動画の本数 5本以上 1本あたり30秒程度 ※本編動画の短縮版とする

③本編動画のダイジェスト版 1本 20分程度

④使用するBGMは無期限仕様及び著作権などに留意し、選曲及び編集する。

⑤動画の概要

本編動画で村内のグルメをレポーターが紹介する動画とする。動画の内容については、次年度以降にも使用できるものとするため、通年で提供するグルメを紹介するもの。なお、紹介内容については、村内農産物等グルメの素材の価値も併せて紹介し、ご当地ならではのグルメであることを伝えるものとする。また、効果的に動画を配信するため配信時期を提案するとともに、配信ツールについても提案すること。なお、1本の動画において複数のグルメ紹介は可能とし、1本は本村のグルメ総集編的なものとする。

⑥映像撮影について

①観光素材の撮影をするにあたり、関係する施設、団体等と調整する。

②撮影に当たり、観光素材のみの撮影ではなく、ストーリー性があるものとする。

③人物等を使用して撮影した映像について、対象者とモデルリリースを取り交わし、当村が成果物及び映像素材について二次使用等を行うことを自由に行うことができるようにする。

④建物やアート作品が移っている映像について、権利者とプロパティリリースを取り交わし、当村が成果物及び映像素材について二次使用等を行うことを自由に行うことができるようにする。

⑤法令、条例等を遵守し必要であればその手続きを行い、撮影を行う。

⑥映像の画質はフルHDとする。

(2) 「(仮称) 玉川村グルメフォトコンテスト」イベントの実施

玉川村のグルメを広く知ってもらい村内の観光誘客や周遊機会を作り出すため、村内飲食店・商店等の地域事業者と連携しながら、観光事業への意識醸成と村内周遊観光の促進を図る。

なお、本事業は令和3年度事業「[with~afterコロナ]を見据えた「食」コンテンツの開発・PR業務」及び、令和4年度事業「食を活かした着地型観光コンテンツ開発・PR業務」との継続性を持った一連性のある事業として実施する。

業務内容

村内飲食店・商店等地域事業者と連携した「グルメフォトコンテスト」イベントの開催
⇒「(仮称)玉川村グルメフォトコンテスト」の開催期間 令和5年10月～令和6年1月
⇒村内参加店舗数 10店舗以上

- ・フォトコンテストイベントの企画（目標応募数を明記すること。）
- ・協力店舗の募集及び支援
- ・イベント周知のためのチラシ（A4サイズ2,000部以上）及びポスター（A2サイズ50部以上）の制作
- ・SNSやHPを活用した情報発信（目標PV数を明記すること）
- ・プレゼントキャンペーンとして、村のPRを兼ねたノベルティを配布すること。
⇒ノベルティは100個以上とする。

(3) 自由提案

その他、本村のグルメ情報を発信するため、有効な施策及び事業のアイデアなどについて、その専門性、独創性を発揮した提案を行う。

(4) 報告書作成

3 履行機関

契約締結日から2024年3月22日までとする。

4 委託額 ¥3,000千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 必要事項の補充

本事業を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない次項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

6 契約書第13条に定める委託料の部分払い

本契約業務の遂行上必要がある場合、業務委託の一部が完了したときは委託業務の出来形部分に相応する委託代金相当額の10分の9以内について部分払いを請求することができる。

委託料部分払請求書については、別記第4号様式のとおりとする。

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるほか、次に掲げる書類を提出する。

ア 委託業務着手届（別記第1号様式）

- イ 委託業務完了届（別記第 2 号様式）
- ウ 実績報告書（別記第 3 号様式）
- エ 事業成果品（報告書 2 部 データ（CD-R） 1 部）
- オ その他委託者が必要と認める書類等

8 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

9 完了

本業務は、運行報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

10 その他

本仕様書に記載のない事項について、業務実施のために必要と判断される場合には、その都度委託者・受託者が協議し決定することとする。